

明和町庁舎宿日直業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、明和町庁舎宿日直業務委託に最適な者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

2 公募概要

(1) 業務名

明和町庁舎宿日直業務委託

(2) 業務内容

別紙「明和町庁舎宿日直業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日の午前0時から令和9年3月31日23時59分までのうち、開庁日については17時15分から翌日8時29分、閉庁日については8時30分から翌日8時29分

(4) 提案上限額

32,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署

明和町 総務課 総務係

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地

電話：0596-52-7111 FAX：0596-52-7133

メール：soumu@town.mie-meiwa.lg.jp（代表）

3 プロポーザル実施スケジュール

1	公募開始（公告）	令和6年4月9日（火）
2	質問書の提出期間	令和6年4月9日（火）から 令和6年4月18日（木）午後5時まで
3	質問に対する回答	随時
4	参加申込書の受付期間	令和6年4月9日（火）から 令和6年4月24日（水）午後5時まで
5	参加資格審査の結果通知	令和6年4月26日（金）
6	企画提案書等の提出期限	令和6年5月7日（火）午後5時まで
7	プレゼンテーションの実施	令和6年5月9日（木）午後2時から
8	審査結果の通知	令和6年5月13日（月）予定

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求められることがある。

- (1) 明和町競争入札参加資格者名簿に登録があること。

- (2) なお、明和町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、当町と調整の上、指定する書類を提出すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は、暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 業務実績等に関する要件
実績：庁舎等の管理に関する業務（1件あたり年間委託料500万円以上）

5 参加申込手続き

- (1) 参加申込書の提出
参加希望者は、次のとおり参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期日までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。
 - ① 提出書類
ア 【様式第1号】参加申込書
※明和町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、上記の書類に加え、当町と調整の上、次の書類を提出すること。
イ 登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
ウ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書
 - ② 提出期限 令和6年4月24日（水）午後5時
 - ③ 提出方法 郵送もしくはメールで担当部署まで提出

6 参加資格確認結果通知

参加申込者から提出された参加申込書類を本実施要項「第5 参加資格」により確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式第3号）にて参加申込書類提出者全員に電子メールにて通知する。

6 質問書の提出と回答

本プロポーザルに関して質問がある事業者は、下記のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出期間
令和6年4月9日（火）～4月18日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法

質問書を添付して電子メールにて提出

(3) 提出書類

【様式第4号】質問書

Word形式もしくはPDF形式

(4) 回答方法

明和町公式ホームページにて随時公開する。個別回答は行わない。

7 提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書等の内容

提案書内容1～5の順序で製本し、A4ファイルで提出すること。

また、ファイルの表紙に「明和町庁舎宿日直業務企画提案書」及び法人名を表示すること。

NO.	提出書類	備考
1	業務提案書提出書及び誓約書 (様式第5号) ※表紙	
2	会社概要 (様式第6号)	既存パンフレット等の添付可
3	同種・類似業務実績調書 (様式 第7号)	直近5年間の業務実績を最大5件まで記載すること。
4	業務実施体制 (様式第8号)	業務実施体制、分担業務、業務責任者経歴、 主担当者経歴について記載すること。なお、 業務責任者及び主担当者は、本業務を実質的 に担当するものとし、業務完了まで原則とし て変更できないものとする。
5	企画提案書 (様式任意)	
6	参考見積書 (様式任意)	税込額で明示すること。また宛名は「明和町 長」とすること。

(2) 企画提案書等作成の留意事項

企画提案書の内容については、以下の項目に留意して作成すること。

- ① 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載すること。
- ② 企画提案書は、A4判とし、両面カラー印刷、文字サイズ10.5ポイント以上(図表、画像を除く)、20頁以内(表紙、目次は含まない。)、用紙の左右上下に20mm以上の余白を設定し、頁番号を付すこと。
- ③ 企画提案書への鉛筆書き等による記載及び見積金額範囲外の提案は認めない。
- ④ 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。

- ⑤ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書等の追加、変更等はできないものとする。
- ⑥ 理由を問わず、企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けないものとする。
- ⑦ 企画提案書等の作成にあたっては、仕様書及び記載事項の内容を確認のうえ、作成するものとする。

(3) 提出部数、提出期限、提出場所及び方法

① 提出部数 正本 1部

副本 10部（正本の写し、副本もカラー印刷とすること。）

CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

提出期間 参加資格確認結果通知到達から令和6年5月7日(火)午後5時まで（郵送の場合は必着）

② 提出場所 担当部署

③ 提出方法 持参又は郵送

※ 持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日、正午から午後1時を除く。）とする。

※ 郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

※ 提出期限までに届かなかった企画提案書等は無効とする。

(4) 提出物の取扱い

① 提出された企画提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとする。

② 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得なければならない。

③ この場合において、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとする。

④ 提出された提案書等は、選定作業に必要な範囲内において複製し使用するものとする。

⑤ 提出された提案書等は、提案者に返却しないものとする。

8 審査・選考方法

プロポーザルの評価はプレゼンテーション審査により行うものとする。

(1) プレゼンテーション審査

① 場所 三重県明和町役場 大会議室

② 日時 令和6年5月9日（木）午後2時～

順番は、企画提案書提出順とする。

③ 時間構成

プレゼンテーション（20分以内）、質疑等（10分以内）、合計30分以内

④ 参加人数

3名以内（業務責任者、主担当者は必ず出席すること。）

⑤ その他

- ・プレゼンテーションは対面にて資料共有の元、実施することとする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

⑥ 留意事項

- ・各社非公開にて実施。

(2) 審査の結果

① 結果通知

令和6年5月13日（月）午後5時（予定）までに提案書を提出したアドレス宛に電子メールで結果を通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

② 結果公表

三重県明和町ホームページにおいて委託事業者を公表する。

(3) プロポーザル審査における着眼点（合計100点）

- ・参加企業の知見及び経験（配点10点）
- ・業務責任者及び主担当者の知見及び経験（配点10点）
- ・実施方針（配点60点）
- ・プレゼンテーション（配点10点）
- ・見積価格（配点10点）

9 契約

- (1) 最優秀提案者と業務内容について協議し、仕様書等の最終調整を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 協議が整わない場合、または契約締結時までに失格事項に該当した場合は、次点候補者を最優秀提案者として、契約交渉を行うものとする。
- (3) 契約は、明和町会計規則及びその他の関係法令等の規定に基づくものとする。

10 失格要件

提案書を提出してから最優秀提案者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格または審査の対象から除外する。

- (1) 応募事業者が不渡手形または不渡小切手を出した場合
- (2) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することで生じる費用は、すべて応募事業者の負担とする。
- (3) 提出期限経過後は、参加表明書等、提案書等の提出、再提出及び差替えを認めないものとする。
- (4) 提出された参加表明書、提案書の著作権は、応募事業者に帰属するものとする。
ただし、本町がこのプロポーザルの実施のために必要な範囲で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された提案書等は返却しない。
- (6) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 明和町個人情報情報の保護に関する法律施行条例、会計規則をはじめとする関係法令、規則を遵守すること。
- (8) 電子メール等の通信事故については、明和町はいかなる責任も負わないものとする。
- (9) 本要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。